

令和8年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

3月16日（月曜日）

令和 8 年第 1 回甘楽町議会定例会会議録第 2 号

令和 8 年 3 月 1 6 日（月曜日）

議事日程 第 2 号

令和 8 年 3 月 1 6 日（月曜日）午後 1 時 4 分開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 甘楽町カスタマーハラスメント防止条例について |
| 日程第 3 | 議案第 1 0 号 | 甘楽町災害弔慰金の支給等に関する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 号 | 甘楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 1 2 号 | 甘楽町福祉センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 1 3 号 | 甘楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 1 4 号 | 甘楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第 8 | 議案第 1 5 号 | 甘楽町こどもクラブの設置及び管理に関する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 1 6 号 | 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 7 号 | 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 8 号 | 甘楽町道路線の廃止について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 9 号 | 甘楽町道路線の認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 0 号 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の変更について |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 1 号 | 那須辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 2 号 | 令和 8 年度甘楽町一般会計予算 |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 3 号 | 令和 8 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 4 号 | 令和 8 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 5 号 | 令和 8 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 6 号 | 令和 8 年度甘楽町水道事業会計予算 |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 7 号 | 令和 8 年度甘楽町下水道事業会計予算 |

日程第 2 1 委員会審査報告 社会産業常任委員会

日程第 2 2 発議第 1 号 ゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める意見書（案）

日程第 2 3 閉会中の所管事務継続審査・調査の申し出書について

日程第 2 4 議員派遣の件について

日程第 2 5 一般質問 第 1 番 山 田 邦 彦（搾油・精製所の建設等を）

第 2 番 山 田 邦 彦（節水対策に支援を）

第 3 番 山 田 邦 彦（ユニバーサルシート等を各所に設置を）

第 4 番 萩 原 一 章（甘楽町都市計画について）

第 5 番 田 中 享 （オーガニックビレッジ宣言後の状況について）

第 6 番 田 中 享 （甘楽ふるさと農園の運営状況について）

第 7 番 中 條 道 明（第 4 種踏切の町の対応について）

第 8 番 白 石 豊 樹（適応指導教室の設置について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１人）

1 番	中 條 道 明 君	2 番	萩 原 一 章 君
3 番	田 中 享 君	4 番	新 井 六 美 君
5 番	横 尾 稔 君	6 番	堀 口 博 君
7 番	白 石 豊 樹 君	9 番	山 田 光 男 君
1 0 番	金 田 倍 視 君	1 1 番	中 野 喜久勇 君
1 2 番	山 田 邦 彦 君		

欠席議員（1人）

8 番 吉 田 恭 介 君

説明のため出席した者

町 長	森 平 仁 志 君	教 育 長	近 藤 秀 夫 君
会計管理者（会計課長）	宇佐美 智 博 君	総 務 課 長	五十里 比登志 君
企 画 課 長	田 中 睦 宏 君	住 民 課 長	高 橋 義 信 君
健 康 課 長	小 間 布美代 君	福 祉 課 長	高 橋 功 君
産 業 課 長	秋 山 勝 重 君	建 設 課 長	小 澤 大 蔵 君
水 道 課 長	富 田 和 幸 君	教 育 課 長	増 田 剛 久 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	齋 藤 文 康	書 記	金 倉 遥 香
---------	---------	-----	---------

○開 議

午後 1 時 4 分開議

◇議長（金田倍視君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。

○日程第 1 議案第 8 号 甘楽町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第 1、議案第 8 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 2 議案第 9 号 甘楽町カスタマーハラスメント防止条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第 2、議案第 9 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 3 議案第 10 号 甘楽町災害弔慰金の支給等に関する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第 3、議案第 10 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第４ 議案第１１号 甘楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第４、議案第１１号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第５ 議案第１２号 甘楽町福祉センター条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第５、議案第１２号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第６ 議案第１３号 甘楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第６、議案第１３号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第14号 甘楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第7、議案第14号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第15号 甘楽町こどもクラブの設置及び管理に関する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第8、議案第15号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第16号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第9、議案第16号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１０ 議案第１７号 甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更
する協定の締結について

◇議長（金田倍視君） 日程第１０、議案第１７号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１１ 議案第１８号 甘楽町道路線の廃止について

◇議長（金田倍視君） 日程第１１、議案第１８号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１２ 議案第１９号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（金田倍視君） 日程第１２、議案第１９号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１３ 議案第２０号 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の変更につい

て

◇議長（金田倍視君） 日程第１３、議案第２０号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第１４ 議案第２１号 那須辺地に係る総合整備計画の変更について

◇議長（金田倍視君） 日程第１４、議案第２１号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第１５ 議案第２２号 令和８年度甘楽町一般会計予算

◇議長（金田倍視君） 日程第１５、議案第２２号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第１６ 議案第２３号 令和８年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（金田倍視君） 日程第１６、議案第２３号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第１７ 議案第２４号 令和８年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（金田倍視君） 日程第１７、議案第２４号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第１８ 議案第２５号 令和８年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（金田倍視君） 日程第１８、議案第２５号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第１９ 議案第２６号 令和８年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（金田倍視君） 日程第１９、議案第２６号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 20 議案第 27 号 令和 8 年度甘楽町下水道事業会計予算

◇議長（金田倍視君） 日程第 20、議案第 27 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 21 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（金田倍視君） 日程第 21、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇をして報告を願います。

◇社会産業常任委員長（横尾稔君）登壇。横尾稔。 委員会の審査報告を行います。

令和 8 年 3 月 16 日。甘楽町議会議長金田倍視様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長横尾稔。委員会審査報告。本委員会に付託の請願及び陳情を審査の結果、次のとおり決定しましたので、甘楽町議会会議規則第 94 条及び第 95 条の規定により報告いたします。1 開催日時。令和 8 年 3 月 10 日午後 4 時 10 分。2 場所。甘楽町役場大会議室。3 出席者。委員長、横尾稔。副委員長、萩原一章君。委員、新井六美君。委員、堀口博君。委員、白石豊樹君。委員、金田倍視君。4 欠席者。なし。5 会議事件説明のため出席を求めた者。産業課長、秋山勝重君。健康課長、小間布美代君。福祉課長、高橋功君。建設課長、小澤大蔵君。水道課長、富田和幸君。

6 審査の状況。

○請願第 1 号 請願第 1 号 「ゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

ゲノム編集技術を用いた食品の開発が進展し、私たちの食生活に新たな選択肢を提供

している。しかし、この技術の応用に伴い、消費者の不安や疑問も増加しているのが現状である。ゲノム編集技術は、特定の遺伝子を精密に改変することができる技術であり、従来の遺伝子組換え技術とは異なり、より迅速かつ効率的に作物や食品の特性を改良することが可能である。この技術により、病害虫に強い作物や栄養価の高い食品が開発されることが期待されている。しかし、消費者にとっては、これらの食品がどのように生産され、どのような影響を及ぼすのかが不透明であるため、適切な情報提供が求められている。

消費者は、自らの健康や環境に配慮した選択を行うために、食品に関する正確な情報を必要としている。ゲノム編集技術を用いた食品が市場に出回る際には、その特性や生産過程について明確に表示されることが不可欠である。これにより、消費者は安心して選択を行うことができ、また、企業にとっても透明性のある取引が促進されることになる。

消費者が正しい知識を持ち、安心して食品を選べる環境を整えることが、今後の社会においてますます必要である。

本請願は、よく理解できるとの意見の一致をみた。

よって、本請願は採択すべきものと決定した。

○陳情第1号 メッセンジャーRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書

メッセンジャーRNAワクチンは、近年の新型コロナウイルス感染症において、非常に重要な役割を果たしてきた。これらのワクチンは、従来のワクチンとは異なり、遺伝子情報を利用して免疫応答を引き起こす仕組みを持っており、迅速な開発と高い効果が期待されている。特に、感染症の拡大を防ぐためには、ワクチン接種が不可欠であることが、科学的な研究や専門家の意見からも明らかである。

懸念事項についても、慎重に検討した。ワクチン接種に伴う副反応や安全性に関する不安は、国民の間で広がっていることは事実である。しかし、これらの懸念に対しては、厚生労働省や専門機関が行っている厳格な審査や監視体制が存在し、ワクチンの安全性を確保するための取り組みが進められている。接種後の副反応についても、適切な情報提供とフォローアップが行われており、国民の健康を守る努力が続けられている。

ワクチンの接種事業は、個人の健康だけでなく、社会全体の公衆衛生を守るためにも重要です。集団免疫の形成は、感染症の蔓延を防ぎ、特に高齢者や基礎疾患を持つ方々を守るために不可欠である。接種率が高まることで、感染症の拡大を抑制し、医療機関への負担

を軽減することが期待される。

ワクチン接種を中止することは、国際的な取り組みに対する逆行となり、結果として感染症の再拡大を招く恐れがある。

よって、本陳情は不採択すべきものと決定した。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 社会産業常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第22 発議第1号 ゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める意見書（案）

◇議長（金田倍視君） 日程第22、発議第1号 ゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

横尾稔君、登壇して説明願います。

◇5番（横尾稔君） 発議第1号。令和8年3月16日。甘楽町議会議長金田倍視様。提

出者。議会議員、横尾稔。賛成者。同、萩原一章。同、新井六美。同、堀口博。同、白石豊樹。同、金田倍視。ゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

ゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める意見書（案）

日本では2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、既にトマト、トウモロコシ、ジャガイモなどの農作物や、マダイ、トラフグ、ヒラメなどの水産物の届出が受理されています。そのうち幾つかは既に市場流通していますが、開発途上の技術であり、遺伝子の人為的操作による予期せぬ変異で、新たな毒性やアレルギーなどの可能性を不安視する消費者も多数います。

消費者基本法では、消費者は商品などに関する、正確かつ十分な情報を得る権利があり、自分の意志で商品などを選択できる権利があるとされています。

現在、スーパーやオンラインショップなどで販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であることの表示が分かりにくくなっています。この食品を必要としない消費者が、ゲノム編集技術応用食品であることに気づかないまま購入する可能性があり、表示を求める声が広がっています。

ぜひ、全てのゲノム編集技術応用食品の適切・正確な表示の義務化を、国のルールとするようにしてください。

記。一、消費者基本法で保証されている消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、全てのゲノム編集技術応用食品の適切・正確な表示の義務化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和8年3月16日。内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長宛て。甘楽町議会議長金田倍視。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 自席にお戻りください。

提案者の説明が終わりました。

ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第２３ 閉会中の所管事務継続審査・調査申し出書について

◇議長（金田倍視君） 日程第２３、閉会中の所管事務継続審査・調査申し出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申し出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第２４ 議員派遣の件について

◇議長（金田倍視君） 日程第２４、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第１２９条第１項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

午後１時２９分休憩

午後１時３６分再開

◇議長（金田倍視君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第25、一般質問を行います。

質問はあらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。通告書に沿って、簡潔にお願いいたします。

最初に、質問番号1、2及び3を議席12番山田邦彦君、登壇の上、質問をお願いします。

◇12番（山田邦彦君） 私は「搾油・精製所の建設等を」「節水対策に支援を」そして「ユニバーサルシート等を各所に設置を」について伺います。

まず、「搾油・精製場の建設等を」についてですが、菜の花プロジェクトが始まりまして、今年で21年目を迎えました。当初、県内の4か所で始まりました。その後も多くの団体がチャレンジをしましたが、現在でも総合的に続いているのは、主に2か所と聞いています。

甘楽町の団体「菜の花プロジェクト in 甘楽」はその一つで、初年度は0.8ヘクタールだったのが、現在では50か所に広がり、7ヘクタールへととなりました。

菜の花プロジェクトとは、NPOなどの団体が遊休農地を農家から借り受けて菜の花を育て、種を採り、菜種油を作り、販売をしています。その間には、老若男女がボランティアで集い、世代間、異業種、他地域との交流など、いろいろなコミュニティを作っている団体です。目の前の畑が油田になる、また地域循環型社会の実現、そしてオーガニックビレッジの推進などなど、その効果は無限大だと思います。

しかし、群馬県内には残念ながら搾油所が無いために大変苦勞して搾油をしています。遠い搾油所まで運搬するだけでも、交通事故の危険やCO₂の排出、大きな時間を費やします。リスクが多いのが現状です。

そこで、町が搾油所・精製所を建設してはいかがでしょうか。町内はもちろん、他地域からの搾油希望者へもサービスができます。また、菜種だけでなく、ヒマワリやクルミ、米や大豆などにも対応すれば、地域おこしの大きなアイテムになるのではないのでしょうか。

また、安定経営ができるように、生産者数を増やすことも大事です。そのためには、菜種の価格保障や、生産者への所得補償が必要だと思います。ぜひ実施を考えますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

次に「節水対策に支援を」について伺います。

言うまでもなく、水は生命の源です。一日も絶やさずに供給するために努力をされてい

る関係者の皆さんには、敬意を表します。

この数か月、少雨と夏の高温化のために、超異常な水不足が続いています。町からは、広報やホームページ、行政・防災無線、そして安心メールなどで、住民の皆さんへの情報提供は行っていますが、さらなる対策が必要と思い、質問いたします。

まず、農業や工業、商業者への節水の協力要請と、その成果はどんなものがあるか、伺います。

また、町外での洗車、これは大塩湖の水源の外で行う洗車ですが、また銭湯やコインランドリーなどでの利用に対して補助を行うことはいかがでしょうか。また、「せせらぎの湯」の年間パスポートなどを発行し、利用促進、そして自宅での節水を拡大することも一案だと思います。

さらに、節水型の食器洗い機や洗濯機、トイレ設備の購入時への補助も必要だと思います。

町では、約30年前にも行った節水コマの配布、そして渇水時や非常時にも使える井戸水の活用と、そのための水質検査などへの補助も行うことが必要ではないでしょうか。

町の考えを伺います。

最後に「ユニバーサルシート」介護用の大型ベッドのことですが「各所に設置を」というテーマで伺います。

この間、トイレの改善などを提案したところ、町ではレスポンスよく対応していただき、住民の方からも「さすが甘楽町」と称賛の声が聞こえています。大変ありがとうございました。

さて、大人でおむつが必要な人は、トイレの心配があるので外出できない、いわゆるトイレ難民になっているとお聞きします。ご本人もそうですが、ご家族も外出しにくくなります。

住民の皆さんや、町外から観光などで来町していただく時、おむつをしている人にも安心して過ごせるように、各トイレに大人でも使えるユニバーサルシートが必要だと思います。ぜひ設置をと思いますが、いかがでしょう。

今までにたくさんの改善をしていただきましたが、具体的な成果をお聞きします。どのトイレにどんなものを設置あるいは改善したか、なるべく詳しく、できれば一覧表にして紹介していただければと思いますが、いかがでしょうか。

さらに使いやすくするために、ユニバーサルシートを設置すること。

また、トイレマップ、どこにどのようなトイレがあるか、分かりやすく解説したのですが、作成し、各町有施設や公会堂をはじめとして、商業施設や食堂、また金融機関など、いろいろなところにお願ひし、置いていただくことも必要だと思います。

最後に、各トイレにどんな機能があるか。男性用か女性用、また子どもが使いやすくなっている思いやりのタイプで設置をされていること。オストメイトが設置されたり、ユニバーサルシートがあったり、また授乳室があるかを道路からとトイレの入り口に、看板やプレートなどで分かりやすく表示することも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願ひます。

町長。

◇町長（森平仁志君） 山田邦彦議員から3つの質問をいただきました。

初めに、1つ目の質問でございます「搾油・精製所の建設等を」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず「菜の花プロジェクト in 甘楽」の活動に対しましては、深い敬意を表します。

ご案内のとおり、この取り組みは平成16年の発足以来、遊休農地を活用した菜種の生産や収穫体験、菜種油の製造・販売、廃食用油の回収とその利活用、お花見会などのイベント開催や町産業文化祭への出店など、多岐にわたる活動を通じて地域貢献を行われています。

また、遊休農地の解消を行うと同時に、菜の花の景観形成を行い、平成22年3月には甘楽町景観賞を受賞されました。

平成25年2月には「合同会社菜の花プロジェクト in 甘楽」として法人化され、現在では自然農法によって菜種、大豆、小麦、お米などの生産を行う貴重な担い手農家としてご活躍をされていると承知しております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問でございます「節水対策に支援を」についてのご質問にお答えいたします。

まず、今回の異常渇水につきましては、議員のご指摘のとおり、8月からの降雨不足と

夏季の高温化による農地への大量の用水供給を発端に低水位が続いております。

これまでも、全員協議会や区長会などで定期的に状況報告を行ってきたところですが、依然として降雨、そして降雪も少なく、現在、大塩貯水池では貯水率2割程度でございます。

渇水対策については、随時ご報告をさせていただいておりますが、町の取り組みを改めてご報告させていただきます。

すでに報道等でご案内がありましたとおり、2月17日に「甘楽町渇水対策本部」を立ち上げ、水道課のみならず全庁的な対策を検討し、多岐にわたって節水対策を実施しています。代表的なものでは、福祉センターの入浴施設の休止、給食センターにおいては紙皿使用や米飯からパン食へのメニュー変更による洗い物の削減、公園の水飲み場や公衆トイレの手洗いの断水などを行っているところです。

また、富岡市をはじめとする関係市町村では、大塩貯水池の今ある水を高崎市の八束浄水場と当町の白倉浄水場が優先的に使えるよう、節水対策を進めていただいております。

住民の皆様をはじめ、多くの方々に節水対策にご協力をいただいております、感謝を申し上げますとともに、大変なご不便をおかけしているところでございますが、この天災を一丸となって乗り越えていきたいと思っておりますので、引き続きご指導・ご鞭撻をお願いいたします。

ご質問の詳細につきましては、こちらを担当課長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3つ目の質問でございます。「ユニバーサルシート等を各所に設置を」のご質問にお答えをいたします。

町としましては、議員の皆さんをはじめ、各団体などからいただいたご意見やご提案については真摯に受け止め、そしてその優先度や費用対効果、住民サービスの向上の観点から、可能な限り早期に実現できる施策から実施をさせていただいております。

ご要望には十分に応えられない部分も取り組みもあるかもしれませんが、町の対応について、1人でも多くの皆さんに喜んでいただけているのであれば、大変うれしく思うところであります。

議員のご指摘のとおり、町民の皆様をはじめ、当町を訪れた方が、トイレなどの心配をすることなく、公園や観光施設などでゆっくり過ごしていただくことが理想であります。

ご提案のように、ユニバーサルシートなどが設置されていることによって、高齢者、子

育て家族、障がいのある方など、そういう方々の外出を促し、より快適に滞在していただくための安心材料になるものと思われます。

真のバリアフリー社会を実現するためには、設備を整えるだけではなく、利用者の立場に立った配慮や多様な背景を持つ人々を受け入れる意識づくりが、行政や企業にも求められていると認識をしております。

こうした観点からも、ユニバーサルシートなどの設備の設置につきましては、新たな施設整備や改修の際には、その必要性を十分に考慮したいと考えております。

また、既存施設への設置については、必要と思われる施設の選定をはじめ、改修には時間そして経費がかかることが想定されますので、今でき得る最善策は何かという視点で対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の詳細につきましては、こちらを担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 産業課長。

◇産業課長（秋山勝重君） 命により、質問番号1の「搾油・精製所の建設等を」についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①についてでございますが、現在、町内で菜の花を生産している農業者は、合同会社菜の花プロジェクト in 甘楽の1者のみと承知をしているところでございます。1者のためだけに、搾油・精製所を建設することは非常に困難であると認識をしておりますが、しかし合同会社「菜の花プロジェクト in 甘楽」が、施設を建設したり、機械を導入したりする際には、町として補助金の情報提供や申請手続に関して、支援ができると考えております。

また、設置場所等が確保できない場合には、現在計画中の農業公園内に建設をすることも可能だと考えております。ぜひとも農業公園内で菜の花の生産を行っていただき、有機農業を核とした地域活性化が実現できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、搾油機に関しまして、様々な品種にも対応できるよう、そのようなご意見をいただきました。これについて、搾油機メーカーに確認をしましたところ、1台の搾油機で異なる品種を処理する際には、入念な機械洗浄やメンテナンスを行ったとしても、臭いや色などの品質低下が避けられないとのことでございました。また、品種によっては、大きさ、形状、固さ等が異なるため、同じ搾油機で複数の品種に対応できないという説明も受けました。しかしながら、今後は複数の品種に対応可能な搾油機等の開発等も考えられま

すので、調査・研究を進めていく所存でございます。

次に、②についてでございます。

山田邦彦議員のおっしゃるとおり、菜の花の生産者を増やす取り組みを進めていきたいと考えております。オリーブとともに菜の花の地域ブランド化についても検討をしてまいりたいと存じております。

また、農産物価格保証につきましては、野菜生産出荷安定法などによりまして、農家経営が支えられており、所得補償につきましては、経営所得安定対策交付金や収入保険によってすでに制度化されていると考えております。

今後も持続可能な農業振興に取り組んでまいりますので、ご支援とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 命により、質問番号２の「節水対策に支援を」についてお答えをさせていただきます。

まず、①についてでございますが、農業につきましては、大塩貯水池からの幹線に甘楽町は主に６か所の分水口があり、農業用水を供給しております。それぞれで対応が異なりますが、断水や番水、減水のご協力をいただき、５０％の取水制限を目指しております。また、県からは、水稻作付者に対して、田植時期の分散のお願いもあったところでございます。

次に、商業・工業の大口利用者に対しましては、昨年末に節水の協力要請を行っておりますが、現状は深刻でありますので、２月２４日から直接伺い、節水の協力要請を行っております。なお、飲食店に対しましては、給食センター同様、紙皿等の利用をお願いしてきているところでございます。

節水の成果につきましては、詳細の数値であらわせませんが、現在行っていました１０％から１５％の取水制限を目標にしております２５％に近い取水制限ができておりますので、成果は出ていると感じております。

次に、②についてでございます。

町外での洗車などの補助については、現在は考えておりません。お金を補助して町外施設の利用促進するのは、節水要請とは少し異なると考えております。また、自主的に洗車を控えるガソリンスタンドもございますので、利用者のみことでは公平性に欠けると思っております。

次に、甘楽ふるさと館の年間パスポートについても、現在のところ考えておりません。ふるさと館には、2月24日から日帰り入浴の休止を行っていただき、節水に協力をしていただいているところでございます。

各家庭での節水の拡大については、すでに現状を把握して、節水の取り組みを実施していただいております。大変感謝しているところでございますが、町でも継続的に呼びかけ、限りある資源の有効利用をお願いしていきます。

次に、③についてでございます。

節水型の食洗器や洗濯機、トイレ設備等の購入補助も、渇水対策としては考えておりません。節水型の家電購入については、使用水量の減少に効果があるものですが、トイレの購入は住宅リフォーム補助金等を活用していただきたく、お願い申し上げます。

最後に、④についてでございます。

まず、節水コマの配布については、現在の多種の蛇口には対応できないものも多く、各家庭の蛇口を把握しなければならない。また、構造に詳しくないと、自ら設置できないことから、配布は考えておりません。

次に、井戸の活用と水質検査の費用の補助については、現在国では災害用井戸の登録などを推進していて、補助についても用途に応じてございます。災害用井戸としては、当然、災害時には無償で提供するなどの条件が付きますが、飲み水として利用するには、水質検査も必要となりますので、何に対して補助が行えるか、行うべきか、制度を調査しています。また、町でも新たな水源確保のため、深井戸の調査を進めているところでございます。災害用井戸の必要性は十分承知しておりますので、関係各所と協議して進めていきたいと思っております。

再三申し上げますが、かつてない水不足でございます。町でもできる場所やできることから順次進めておりますので、議員におかれましても、引き続きご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 命により、質問番号3の「ユニバーサルシート等を各所に設置を」についてお答えをいたします。

初めに、1の具体的な成果についてですが、まず幼児用補助便座設置のご提案をいただきました。こちらにつきましては、役場本庁舎、にこにこ甘楽、ら・ら・かんら、総合公園の噴水前及び児童コーナー、笹浦公園、文化会館、道の駅甘楽のトイレなど、合計で8

か所に20個設置いたしました。併せて、幼児用補助便座があることが分かるように、ピクトグラムのシールを各トイレの入り口などに貼付させていただきました。

次に、町内の各トイレに子ども用の踏み台のご提案をいただきました。こちらは、幼児用補助便座の設置箇所を中心に、福島・新屋駅などを加えまして、町内10施設のトイレや手洗い場に合計34台、設置させていただいたところであります。

次に、②のユニバーサルシートの設置についてですが、既存施設に新たに設置するには、広いスペースと改修費が必要となることから、今のところ早期の改修は考えておりません。

今後は、施設の新設や改修の際には、ユニバーサルシートの必要性を考慮しまして、設置するかにつきましては、関係課と協議し、検討してまいりたいと考えております。

なお、一般的なユニバーサルシートの設置は難しいですが、キャンプ用の折り畳み式簡易ベッドのようなものであれば、安価に購入でき、設置も簡単でありますので、今月中にも試験的に、にこにこ甘楽に導入し、関係課にも情報提供したいと考えております。

次に、③のトイレマップの作成についてですが、ご指摘のとおり、どこにどのようなトイレがあるかが分かれば、安心して周遊観光などを楽しむことができるものと思われます。どのようなマップを作成すべきかなどにつきましては、関係課と協議を進めながら、他の自治体の取り組みなどを参考にさせていただければと考えております。

次に、④の各トイレの機能や設備の表示方法についてですが、どのような機能や設備がトイレにあるかが分かれば、利用者の利便性が高まるものと思われます。

役場本庁舎やにこにこ甘楽などの一部の施設には、案内設備などの表示や看板などを設置しておりますが、屋外からは確認することはできません。

今後は、どのような看板や表示方法があるかなど、他の自治体の取り組みなどを参考にしながら、関係課と協議し、調査・研究を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号1について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ナンバー1の2回目をさせていただきます。

基本的な考え方ですとか、スタンスを理解していただき、エールまで送っていただいております。ありがとうございます。

そこで、①なんですけれども、今現在は、いわゆる1者だけなので、なかなかできないという話がありました。②とも密接な話なんですけれども、例えば自動車を開発するにしてもコンピューターを作るにしても何でも同じなんですけど、便利に使えるものがないと、そういう利用者って増えないんですよ。ですから、とにかく今まで20年間、細々やってきたんですけれども、今のままだと限界に達してしまう予感がするんです。やっぱり、自分たちで作るのであれば、補助金の申請の仕方を教えるよという立場ではなくて、ぜひ今後、農業公園というんでしょうか、予定しているようですので、その中にそういうふうな菜種ですとか、先ほどの課長の話ですと、いろいろ種類を変えると大変だという話だったので、大規模なものでなければ、そんなにコストがかからないんですよ。ご存じのことと思いますけど。そういうふうなことで、いろいろな種に対応できるような、立派なそういう公園に仕立てていただければうれしいなと思っております。

実は、一般質問の通告をしたのが、農村公園の説明をする前に通告してしまったので、その辺りの視点が私のほうでは欠けていたものですから、ぜひそこが、ダジャレじゃないんですけど、有機的に結合していただいて、上手に運用をしていただければと思います。

ただ、今現在、搾油機が無くて困っているものなので、今回予定している公園ですと、何年か先になってしまうと思うんですね。ぜひそういうふうな現状も踏まえながら、実施をしていただければと思うんです。

もうご存じのとおり、そもそもが群馬県の事業の一つで、菜の花プロジェクトが始まったんですね。ですから、やっぱり入口だけじゃなくて、出口までフルにといいですかね、全体を通して、これは総合的にという言葉を使わせてもらいましたが、支援をしていただくことがやっぱり大事なんじゃないかなと思います。そうすると、そのほかの市町村も含めて、まさにいろんな種が発芽して花が咲くんじゃないかなと思うんです。ぜひそういう立場で考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

②のほうなんですけれども、価格保証のほうは、おぼろげながら分かりました。ただ、今、先進地では、農協さんと町が菜の花プロジェクトに支援をするというんでしょうかね。お金を負担しながら、プロジェクトを存続させているところがあります。ぜひそういうふうな情報も含めて、取り入れてやっていただければうれしいなと思います。

それと所得補償のほうなんですけど、先ほど紹介していただいた交付金ですとか、そういうふうなものが、例えば災害ですとか、いろんなことでダメージがあった時に補償してくれるものを紹介しているのかなと思うんですが、私が提案しているのはそうじゃなくて、

そもそも戦後すぐの頃は、菜種油を絞って販売して、生業として確立できた時期がたしかあったんですよね。その時には、たしか北関東だけでも50社か60社、搾油所、精製所があったらしいんです。ですから、それはやっぱりきちんと所得が無いと、続けていけない訳なので、ぜひそういうふうな観点で、今後、さっき調査・研究とかいろいろ話をされましたが、そういう方向で考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。伺います。

◇議長（金田倍視君） 産業課長。

◇産業課長（秋山勝重君） まず、①についてでございます。

山田邦彦議員がおっしゃいますとおり、現状を今お聞きしましたので、今後進めていきます農業公園、またそれでちょっと間に合わないようであれば、違った事業、補助事業等あるかどうか、県の機関等と相談をさせていただいて進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、②の所得補償の関係なんですけれども、これについては災害ではなくて、通年、毎年、実際に菜の花プロジェクトさんにも2種類の所得補償に対する交付金が支払いをされて、金額についてはちょっとここで申し上げるのは控えさせていただきますけれども、かなりの金額が合同会社菜の花プロジェクトさんに交付金として支払っておりますので、その辺は認識をしていただければと思います。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問ありましたら。

◇12番（山田邦彦君） 了解です。

◇議長（金田倍視君） では、質問番号2について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ナンバー2について、2回目をさせていただきます。

①については、その効果ということを伺いましたが、それこそいろいろな努力をされた効果が出て、そのことを素晴らしいと言っていいか分からないんですけど、町民の方、一丸となって成果が出て良かったなと思いながら伺いました。了解です。

②についてなんですけれども、自分のところの大塩湖の水源を使わずに、ほかのところという発想なんですよ。例えば、洗車にしても、花粉ですとか、黄砂ですとか、PM

2. 5というんでしたっけ、いろんなことで汚れてしまったりとか、いろんな障がいが出るほど汚れることはないと思うんですけれども、やっぱりいろいろな意味で自動車を長持ちさせるためには必要なものではないかなと思うんです。銭湯ですとか、コインランドリーも同じような形で、どうしても節約を、節水してもし切れない部分があると思うんですね。

町のホームページでも、お風呂のこと、洗車のこと、トイレ、食器洗い、幾つかの項目を設けながらお願いをしています。でも、この土日にも何件かの方が洗車しているのを、十分に水を使いながらやっているのをちょっと拝見したことがあるんですけれども、さっき課長の話ですと、利用者だけじゃなくて業者の方にもというような話だったような、そんな話が紹介されました。だとすれば、そういうふうな形で、利用者だけじゃなくても、業者の方も含めて、全体で町が節水の努力をしている方に、お礼といいますかね、そういう形の補助をする必要が私はあるんじゃないかなと思うんです。

その中で、①のようにもっともっと成果が出せれば、今後のことに対しても良い影響が続くのかなと思います。

それと、②の中の後半のところのふるさと館のせせらぎの湯を紹介させてもらったんですけれども、これはすぐすぐの節水ということじゃなくて、これから町全体を見た時に、やっぱりそういうふうな、お風呂に入るのであれば、1つの家庭の中でも、なるだけ時間を詰めて、あるいは節水をしながらという話がありました。甘楽町の町民の皆さんみんなが同じ家族という言い方をするとあれなんですけれども、そういうふうな見地で考えれば、みんなでせせらぎの湯を使って、個人個人のお宅の節水という効果が十分期待できると思いますので、ぜひ引き続き検討して、実施の方向でしていただければうれしいなと思いますが、いかがでしょうか。

③についてなんですけれども、いわゆる節水のお願いってなると、住民の皆さんに工夫をしてもらったり我慢をしてもらったりということが、要するにマイナスのイメージがたくさん出ますよね。そういう中で、節水型のいろいろな機器を導入してもらえれば、劇的には言えないかもしれないですけれども、食器洗い機でしたら8割とか9割、節約できるらしいです。そのほかのものも、それはメーカーが書いているものなので、どのぐらいの信憑性があるか、私もよく分からないんですけど、それでもお金と水の量と、どれを取っても多くの節水ができます。これも、今すぐに効果が出るかどうかというのは別として、年間で考えたり、5年、10年後を考えたりする時には、大変重要なものだと思うの

で、ぜひそういう方向で検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

④につきましては、節水コマの話は了解しました。

午前中の会議でも、浄水器のところを少し調整すると効果がある、そういうふうな話もありましたので、それだと全部のお宅でいろいろ効果、工夫ができるのかなと思ったので、そちらのほうにシフトをしてもらえればいいのかと思って伺いました。

それと、井戸水のほうなんですけど、これも何度かここで質問させていただいたんですけど、やっぱりきちんとどこにどれだけの、ちょっときざに言うと、水源があるのか、井戸水の状況がどうなっているのかというのは、やっぱり町で把握する必要があると私は思うんです。水質検査、多分1か所そんなに、数千円で済むんだと思うんですよね。全部を補助するかじゃなくても、半額とか3分の1とかいろいろ工夫ができると思いますので、そういうふうなルールがあれば、住民の皆さんが使えるので、ルールが無いとなかなかそうは言っても無理だよという話で終わってしまいますので、そういうふうな立場で研究をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 2回の質問をいただきました。

まず、②番の関係でございます。

ほかの水源の利用ということでお話をいただきました。議員もご承知のとおり、群馬県内、どこを取っても現在水が少ないような状況でございます。時々あそこの町に行ったら洗車できますかねなんていうお話もさせていただいているところではございますが、そういったところも変わりなく、水が大分乏しいような状況でございますので、お金を補助を出して、ほかの地域に行ってしまうというのは、今の時点では少し難しいかなというふうに考えております。

また、ガソリンスタンドとかの利用者と、あとは実質的に行っている事業者ですかね。利用者と事業者の両方とも補助を出せばという話でもございますが、こちらについても先ほどお答えさせていただいたとおり、やはりなかなかそういったところで節水に繋がっていくというのは難しいかなというところもございますので、ご理解いただければと思います。

また、ふるさと館のお風呂の利用等なんですけれども、1つの案としては、今後考えていく必要もあるのかなとは思っているところでございます。関係課各所と話をしながら行っていけることは行っていければと思っております。

次に、③の関係でございます。こちらについても、実際に節水の機器というのか、大分家電も中でも増えていまして、以前から住宅リフォーム等を活用していただいて節水に取り組んでいただいている方もかなりいらっしゃいます。今でいうと確かに節水の関係に繋がっているのかなと思うんですけれども、節約の一部でもあるのかなと。水道量の節約の一部でもあるのかなというところもございますので、多数こういった事業を利用している方もいらっしゃいますので、どこまで遡ってとかそういう話にもまたなってくるのかなということもありますので、こちらについても検討はしていきたいと思うんですけれども、今現在、ちょっと補助するというのは考えておりませんので、ご理解いただければと思います。

最後の④番の井戸のほうの関係なんですけれども、こちらについても、先ほどお答えさせていただいたんですけれども、もちろん飲料水として使うには水質検査は欠かせませんので、そういったところには補助ができるのかなというふうに思っております。ただ、この井戸というのが、県のほうにまず登録しているような井戸が対象になっております。現に利用していないと、その時だけ水質検査をしてというのは、対象外になってしまいますので、そういったところも制度の調査を進めていながら、何の補助ができるか、また何にすべきかというのをしっかり勉強して行って進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問ありましたら。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 1つだけさせていただきます。③番のところの住宅リフォームの補助の話も出ました。それで、先日の会議の中では、この3月までの年度で、その制度は一旦休んで、新年度からはメニューが今度は無い話を伺っていましたが、今の話を総合しますと、やっぱり引き続きそういう必要があるのかなと思うんですが、担当課が変わってしまうんですけれども、その辺り、もし課長が難しければ町長かなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 町長。

◇町長（森平仁志君） 議員のおっしゃるとおり、住宅リフォーム補助金については、今年度繰り越しがありますから、来年も実施はしますけれども、そこで一旦中断をしてというお話をさせていただきました。方向的にはそういう方向で進めさせていただきたいなど

いうふうに思っています。ただ、省エネ家電の購入については、継続して行う予定でもありますので、省エネの中に水を含めれば、こういった機器は入ってくるかなと思いますので、その中に取り込めるかどうか、これから研究をしていけたらなというふうに考えております。省エネと節水、両方兼ねているような家電もありますので、そういった部分については、今後水も大切なエネルギーの一つだと考えれば、省エネの中に入りますので、そういった定義で、新しくそういった補助の中に組み込めるかどうか、新しい予算の中でまた考えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） では、質問番号3について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ナンバー3について2回目をさせていただきます。

①は了解しました。ぜひ、この括弧の中にもありますが、ぜひ一覧表にさせていただいて、また示していただけるとうれしいなと思えます。これは要望です。

②につきましては、既存の施設は無理のような話でした。ただ、やはり今でも、幼児用ですとか、子どもさんのいう時には、いろんな工夫をしていただいたので、先ほどの簡易ベッドを何か上手に活用というのがありましたので、ぜひ文字通り上手に活用させていただいて、1か所か2か所ということじゃなくて、広範に設置できるように工夫をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

③が、同じように考えていただいたようなので、期待して待っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。了解しました。

④も、今後いろいろと情報を集めて、実施の方向で検討していただけるというふうに解釈しましたので、ぜひそういう方向でお願いします。

②についての広がりみたいな感じの話を紹介してもらとうれしいんですが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 先ほどもちょっと答弁の中で触れさせていただきましたが、簡易ベッドを試験的に、にこにこ甘楽に導入をして、その内容を関係課に情報提供して、多くの方が寄るような施設をまず中心に検討していくような形になるかと思えます。

実際は、すでにちょっと購入しまして、実際に試してみました。実際に、人を乗せて、どんな感じかというのは、今、担当課のほうで検証しています。実際は、例えば子どもさ

んが障がいを持っていて、付添いの親御さんが来た場合に、２人ぐらいいないとちょっと開けない感じなんですね。そこは有人施設を中心に声かけをしてもらって、使い方だとか、そういうのも紹介しながら、その場所にこういうものがありますよという、まずそういう周知をしながら、必要な場合は声かけをしてもらって、使い方なんかをこういうふうに説明して使ってもらえるような、そんなイメージになるかと思います。

なるべく多く、ユニバーサルシートの正式なものは作れませんが、そういったもので代用できるのであれば、そういったもので検証していくというような形でちょっと考えたいと思います。

この間の子ども子育てロリポップというんですかね、そういった団体施設もユニバーサルシートの設置の啓発をしていました。その中にキャンプ用のそういう簡易ベッドの方法でも十分対応できるんですよという話を聞きましたので、今現在そういったものをちょっと導入して検証しているところです。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

３回目の質問がありましたら。

◇１２番（山田邦彦君） はい、了解です。

◇議長（金田倍視君） 以上で、山田邦彦君の質問が終了しました。

次に、質問番号４を議席２番萩原一章君、登壇の上、質問をお願いします。

◇２番（萩原一章君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、「甘楽町都市計画について」、質問させていただきます。

国の都市再生特別措置法改正を受けて、甘楽町では現在、立地適正化計画策定に向けた検討に入っています。この計画は、甘楽町都市計画の下位に位置付くもので、同計画の区域内での実施ということです。立地適正化計画については、コンパクトなまちづくりの一方で、周辺部がさらに過疎化し、耕地や山林の荒廃が進行し、鳥獣被害や山林火災の大規模化等に繋がるのではないかと懸念の声も聞かれます。

コンパクトシティづくりの検討は慎重に行い、適正な計画が策定されるよう期待します。そのためにも、今ある甘楽町都市計画の成果と課題をしっかりと踏まえた上で、町民にとって最も望ましいものとしていくことが求められます。

その都市計画ですが、昭和５５年の策定から５０年近く経っています。その間、固定資産税や相続税などで、該当地域の住民に多大な負担をかけるような事案も発生しています。町民の利益となるべき都市計画によって、町民が不利益を被るというようなことが

あつてはなりません。

そこで伺います。

1、昭和55年に策定された甘楽町都市計画について、その達成度等、町としてどのように評価していますか。

2、該当地域の農地の固定資産税や相続税を増加する周比率は、都市計画執行の上で重要な税制ではありますが、50年近くその状態が継続するというのは、該当者にとっては負担加重であると考えます。軽減することはできないのでしょうか。

3、令和5年に改定された「甘楽町都市計画マスタープラン」の中では、都市整備上の課題が幾つか挙げられています。その第一に挙げられているのが、市街地の無秩序な拡大です。このような事態を防ぐためには、当該地域の生活道路となる町道の計画的な整備が必要であったと考えますが、住居専用地域内の町道整備はどの程度進んでいるのでしょうか。

4、昭和60年に都市計画道路ということで、10本の路線が計画されました。そのほとんどが、整備済みまたは事業中となっていますが、白倉線は全くの未着手となっています。甘楽スマートインターの開通や町道反町・上引田線の現状を見る時、その必要性はますます高まっていると考えます。今後どのように進めていくのでしょうか。

以上、4点よろしく願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） 萩原議員から「甘楽町都市計画について」のご質問を頂戴いたしました。

甘楽町の都市計画区域は、昭和55年に最終決定されました。区域面積は2,958ヘクタールとなっております。用途地域につきましては、平成22年に現在の形として7地域を指定し、用途地域内の面積は224.7ヘクタールであります。また、都市計画道路は平成23年に最終決定し、全10路線を位置付けておるところであります。

これらの都市計画につきましては、群馬県そして甘楽町の都市計画マスタープランに基づき推進し、下水道整備や都市公園、ポケットパークなど、整備を行ってまいりました。しかし、都市計画道路の整備につきましては、ご指摘のとおり、未着手路線も残っております。

当初の計画策定から約50年間が経とうとしております。その経過の中で、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化など、まちづくりを取り巻く環境は大きく変わってきています。こうした状況を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を的確に反映できるよう、課題等を整理しながら、必要に応じて、今後見直しも含めた検討を進めてまいりたいと思っております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） 命によりお答えします。

1つ目の、甘楽町都市計画についてその達成度等は町としてどのように評価していますかについてですが、甘楽町の都市計画用途地域につきましては、公共下水道事業の円滑な推進を目的の一つとして設定された経緯があります。

用途地域設定当時は、生活環境の改善や周辺水域の水質保全を図るため、計画的な市街地形成と併せて、公共下水道の整備を進める必要がありました。そのため、都市計画区域を定めるとともに、用途地域を指定し、建築物の用途や規模を適切に誘導することで、将来的な人口集積を見据えた効率的な下水道整備が可能となる基盤を整えたものであります。

このような計画的整備の結果、現在では公共下水道の普及率は90%を超える水準に達しており、県内でもトップクラスの水準となっております。

また、公園整備についてですが、甘楽総合公園の都市公園整備に加え、白倉ふれあいの丘公園やポケットパークの設置なども行っており、地域住民の憩いの場を提供しております。これにより、住民の皆様が自然と触れ合い、コミュニティの活性化にも寄与していると考えております。

都市計画道路につきましては、北部幹線、白倉幹線など計10路線の計画を有しております。未整備区間もあり、これまでの土地利用の変化や、バイパス及びスマートインターチェンジの開通に伴う交通流の変化等を踏まえ、見直しも含め、今後検討してまいります。

甘楽町の都市計画の達成度を高めていくために、関係機関と連携し、住民の皆様の意見をしっかりと反映させていく所存です。引き続き、町の発展に向けて全力で取り組んでまいります。

2つ目の、該当地域の農地の固定資産税や相続税を増加する周比率について軽減できないかの質問ですが、固定資産税については、地方税法にのっとった適正な算出をしていますので、特定の地域に対しての軽減措置は行っておりません。また、固定資産税評価額を基にして算出する相続税については、国税に当たるため、町が関与できませんので、ご理解をお願いいたします。

一方で、用途地域の見直しにつきましては、全国的にも時代の変化に応じた検討が必要であると感じております。今後は、群馬県とも十分に協議を行いながら、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

3つ目の、住宅専用地域内の町道整備などはどの程度進んでいるのかについてですが、民間事業者が行う開発事業に伴い、甘楽町土地開発指導要綱に基づく事前協議制度を設けております。

当該事前協議においては、開発事業の規模や内容、周辺環境への影響等を総合的に検討し、想定されるリスクを十分に踏まえた上で、事業者に対し必要な指導・助言を行っております。

その中で、地域の貢献度や、景観、生活環境など、多方面から周辺地域への影響に配慮するよう求めるとともに、無秩序な都市の拡大を招く乱開発を抑制し、地域と調和した適正な開発となるよう努めております。

また、住居専用地域内の町道整備につきましては、住宅や店舗、事務所等の移転が伴う場合もあり、住民の皆様の協力が不可欠であることから、現時点では十分に進んでいない状況であります。

こうした中、令和5年度から「甘楽町狭あい道路後退用地等整備要綱」を制定し、幅員4メートル未満の町道、いわゆる2項道路や、隅切り用地等について、分筆及び舗装に係る費用を町が負担し、寄付を受けることで拡幅整備を進め、安全で的確な道路環境の確保に努めております。

4つ目の、未着手路線の白倉線についてですが、鎌倉街道から町道反町・上引田線に接続する都市計画道路として計画されたものでありますが、現在は沿線に住宅が立ち並んでおり、事業の推進には多くの関係者の協力が不可欠であることから、未着手の状況となっているのが実情でございます。

しかしながら、地元からの要望を受け、周辺町道反町・上引田線においては、児童・生徒の安全確保のための見直し改善及び拡幅の必要性が指摘されております。このため、当

該町道の改良検討を行い、未着手路線の代替として整備を進めることが重要であると考えております。

なお、白倉線の整備につきましては、先ほどと重複いたしますが、土地利用の変化やスマートインターチェンジに伴う白倉アクセス道などの交通流の変化等を踏まえ、見直しも含めて検討してまいります。

今後は、これからの施策を総合的に評価し、必要に応じて見直しを行いながら、甘楽町の都市計画の達成度を高めていくため、関係機関と連携し、住民の皆様の意見をしっかりと反映させていく所存です。引き続き、町の発展に向けて全力で取り組んでまいりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

萩原議員。

◇2番（萩原一章君） 2回目の質問をさせていただきます。

3つ目の質問の住居専用地域内の町道整備について、令和5年から甘楽町狭あい道路後退用地等整備要綱を制定し、町道の拡幅整備を進めているとご答弁をいただきました。

この制度は、各所の住宅地等で、自動車同士の擦れ違いもできないような、通学途上の小・中学生が、自動車と出会うたびに危ない思いをするような、狭い町道の改善に繋がる良い政策だと考えます。ぜひ意図的、計画的に推進していただきたいと思いますと考えますが、計画化はできているのでしょうか。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） 現在の狭い道路に対しての道路拡幅要望が各地区から寄せられております。これは要望を踏まえて現場踏査を行い、拡幅が可能かどうかの検証を進めてまいります。

また、用地条件等により拡幅が困難な場合におきましては、路面標示の設置やまた砂利道につきましては、アスファルト舗装への改良など、安全確保に向けた注意喚起を行ってまいります。

議員のご指摘どおり、狹隘道路対策は通学路の安全確保や生活上の向上の観点から重要な政策であり、意図的・計画的な推進も必要であると認識しております。

一方で、地域の実情に即した整備を進める観点から、当面は地元の要望や学校からの要

望を優先的に対応し、その進捗や効果を踏まえながら計画的な推進の在り方について、検討してまいります。

今後とも、安全で安心な道路環境の整備に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

萩原議員。

◇2番（萩原一章君） ありがとうございます。3回目の質問をさせていただきます。

4つ目の質問の都市計画道路白倉線の整備について、並行する町道反町・上引田線の整備については、前向きなご答弁をいただきました。ただ、この町道を都市計画道路の代替とするには、その規格等において甚だ不十分であると考えます。

白倉線の見直しも含め検討するとのことでしたが、国道254号線バイパス周辺で今後進行していく商業地化に対応するために、甘楽スマートインターからのアクセス道として、まさに将来を見据えた整備が必要な道路であると考えます。ルートの一部変更はあっても、計画の廃止というようなことは考えられませんが、見直しの方向性についてどのようにお考えでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） 甘楽町における都市計画道路白倉線につきましては、将来的な交通需要や周辺地域の土地利用の動向も踏まえ、今後、検討が必要と考えております。とりわけ甘楽町においては、甘楽スマートインターチェンジ周辺の利便性向上や、今後想定される商業機能の集積に対応する観点からも、将来を見据えた道路整備の必要性は高いものと考えております。

現在、白倉線の東側に位置する町道北城・駒田線において、2車線を確保する道路拡幅工事を予定しております。これは白倉アクセス道第二期工事として、都市計画道路の鎌倉街道線の交差点白倉研修センターから、昨年度拡幅工事を行いました白倉アクセス道へ接続予定で、白倉線の代替路線として十分であると考えております。

しかしながら、都市計画道路白倉線の見直しの方向性につきましては、単に代替路線の整備状況のみをもって判断するものではなく、将来交通量の推計、地域のまちづくりの方針、財政状況、さらに地域住民の皆様のご意見等を総合的に勘案する必要があります。また、都市計画の変更または廃止は、町単独で決定するものではなく、関係機関と十分協

議や法定手続が必要となります。

従いまして、本路線につきましては、直ちに廃止を前提とするものではなく、交通体系全体の中で役割を検証しつつ、地域住民をはじめ、関係者の皆様と十分に協議を重ねながら、慎重に検討を進めてまいります。

以上となります。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 以上で、萩原一章君の質問が終了しました。

次に、質問番号5及び6を議席3番田中亨君、登壇の上、質問願います。

◇3番（田中 亨君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

初めに、「オーガニックビレッジ宣言後の状況について」。

オーガニックビレッジとは、有機農業の拡大に向けて、圃場の団地化などの生産から学校給食の利用など消費まで一貫した取り組みを農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画の下、地域ぐるみで進める市町村のことです。

令和7年12月末現在、全国で154市区町村がオーガニックビレッジ実施地区となっています。群馬県内では、甘楽町のほか、高山村、みなかみ町が取り組みを開始しています。

町では「身土不二」の精神を大切に、学校給食での有機農産物の活用など、未来を担う子どもたちへの食育をはじめ、日々の暮らしに溶け込む有機農業を推進し、次代へ継承していくことを決意し、令和5年10月20日、「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

オーガニックビレッジ宣言をしてから約2年半が経過いたしました。そこで、宣言後の取り組みや進捗状況について質問します。

1つ目、宣言後に実施された具体的な施策とその進捗状況はいかがですか。

2つ目、これまでの取り組みに対する地域住民や関係者の反応及び評価はどのようなものがありますか。

3つ目、国費支援期間が令和7年度で終了しますが、今後の展望や改善策の検討はいかがですか。

次に、「甘楽ふるさと農園の運営状況について」お伺いいたします。

甘楽ふるさと農園は、平成11年に工事を着工し、平成12年4月にオープンしました。

市民農園の農業政策上の意義としては、農地の有効利用、都市住民の農業に対する理解促進、都市と農村の交流を通じた地域活性化などが挙げられます。

当農園の特徴としては、有機栽培を主体とし、農業経験が豊富な管理人が常駐し、利用者の野菜づくりをサポートしており、初心者でも安心して野菜づくりを楽しめるなど、オープン以来、各区画の貸し出し率は常に80%を超え、特に休憩棟付農園は毎回抽選が行われているほどの人気となっています。

しかしながら、オープンから26年が経過し、クラブハウスや屋外トイレ、あずまやなどの施設が老朽化を迎え、毎年多額の修繕費がかかっています。町当局からの指定管理委託費のほか、大規模な修繕は町が予算を工面していますが、小規模な修理や燃料代及び備品や羊の餌の購入費などは管理組合が負担しております。

最も大きな課題としては、各区画の農園の年間使用料は、オープン以来27年間全く変わらず値上げされていないことです。管理組合としても、経費節減に取り組んできたところですが、昨今の物価高騰、人件費の増加により、非常に厳しい経営状況となっています。

このような状況の中で、令和8年度予算では、新たに休憩棟を5棟建設するなど、自然との触れ合いを通じて、食の安全性や大切さ、命の尊さを学ぶ機会が増加します。

そこで、甘楽ふるさと農園の運営状況や今後の方針について質問します。

1、現在、農園運営において直面している課題や問題点は何ですか。

2つ目、地域振興や観光促進を目的とした新たな取り組みは検討されていますか。

3つ目、持続可能な運営を実現するための施策や農園の長期的なビジョンについてお聞かせください。

4つ目、年間使用料の値上げは検討されていますか。

以上です。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） 田中議員から2つの質問を頂戴いたしました。

初めに、「オーガニックビレッジ宣言後の状況について」のご質問にお答えをさせていただきます。

田中議員におかれましては、甘楽町オーガニック推進協議会の会員として、そして有機

農業の推進にご支援とご理解をいただいております。感謝を申し上げます。

ご案内のとおり、甘楽町においては、令和5年10月20日に県内でいち早く宣言を行い、国が進める有機農業産地づくり推進事業を活用して、甘楽町有機農業実施計画を策定いたしました。有機農業の生産から消費まで、一貫したオーガニックビレッジを創出することで、農業の未来と地域活性化を図っています。

町では、有機農業に必要な設備投資や技術研修に対する支援を行い、安定した収穫量を得る取り組みを進めております。また、農家の皆さんが安心して有機農業に取り組める環境整備を推進しているところでもあります。

さらに、消費者の方に価格差を理解していただく取り組みや、有機農産物の販路拡大のために、有機農産物の収穫体験の実施やイベントでの販売を行っているところでもあります。これにより、消費者との距離を縮め、有機農産物の価値や健康へのメリットを伝え、需要を喚起し、価格競争力を高める努力も進めているところでもあります。

また、学校給食や公共施設での有機農産物の利用促進を行い、安定した需要を確保し、農家の皆さんの収入向上に取り組んでいます。

新規作物といたしましては、かつて議会からもご提案をいただきましたオリーブを導入し、11戸の農家の皆さんが実証を行っているところでもあります。新年度予算には、関連事業である地域未来交付金事業が予算計上されており、先ほど議員各位のご承認をいただいたところですが、原案どおり承認可決を賜りましたので、有機農業を核とした地域活性化事業を一層推進してまいります。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問でございます「甘楽ふるさと農園の運営状況について」のご質問にお答えをさせていただきます。

甘楽ふるさと農園は、360度のパノラマが広がる丘の上に位置し、上毛三山、浅間山、荒船山を一望できる素晴らしい景観を誇っています。

管理組合の皆さんによる栽培講習会の開催を通じて、有機栽培による農産物の生産体験ができる市民農園として、県内外から多くの利用者に訪れていただいております。また、農業体験イベントには多くの参加者が集まり、地域の子どもたちや家族連れにとって、農業に触れる貴重な機会となっております。これらの取り組みによりまして、地域の農業に

対する理解が一層深まり、次世代の農業従事者を育成することにも寄与していると考えております。

実際に、農園を利用した方が甘楽町に移住した事例もございます。甘楽ふるさと農園は、甘楽町の魅力、そして価値の向上に寄与し、関係人口の増加にも貢献している重要な施設と認識をしております。このように、農園は町にとって欠かせない存在となっております。

議員のおっしゃるとおり、平成12年4月のオープン以来、利用料金は改定をされていません。昨今の人件費、そして資材費、燃料費などの物価高騰を受けて、来年度令和8年度において、利用料金や指定管理料、委託料の改定作業を進めることとし、令和9年度からの実施を目指してまいりたいと思っております。

こちらにつきましても、ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 産業課長。

◇産業課長（秋山勝重君） 命により、質問番号5の「オーガニックビレッジ宣言後の状況について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の、宣言後に実施された具体的な施策とその進捗状況についてでございますが、有機農業実施計画に基づきまして、生産分野では、新規就農者の確保と育成に向けて、講演会や講習会の開催、研修の実施、除草機等の導入、土づくりの推進、新たな品目の有機栽培として稲作とオリーブの栽培実証を行っております。

流通・加工分野におきましては、新規販路開拓や直売所等での活用、加工品への利用などを進めております。

消費分野では、学校給食への有機農産物の活用やふるさと納税返礼品への登録、イベントでの活用、農業体験、消費拡大に向けた啓発と情報発信等を実施してございます。

進捗状況についてでございますが、実施計画の目標に向けてそれぞれの取り組みを進めており、令和8年2月末現在の有機農業者数につきましては21名、うち有機JASの認証取得者は13経営体となっております。耕地面積につきましては、24.8ヘクタールとなり、実施計画の目標値をいずれも達成しております。また、学校給食への有機農産物の活用については、令和6年度（前年度）につきましては、目標値である4トンを超える実績となりました。今年度令和7年度につきましては、猛暑等天候の影響もありまして、2月末現在で3.7トンの納入実績となっております。

稲作の有機栽培につきましては、学校給食用米として活用していますが、栽培技術の向上と納入数量の増加を推進していきたいと考えております。

また、オリーブにつきましては、現在、町と農業者で有機栽培の実証を行っており、葉を利用したお茶の販売・加工を行っております。今後は、農業公園でオリーブの有機栽培を行い、地域ぐるみで生産、流通・加工、消費を行うオーガニックビレッジの取り組みをさらに拡大していきたいと考えてございます。

2つ目の、これまでの取り組みに対する地域住民や関係者の反応、評価についてでございます。

オーガニックビレッジ宣言によりまして、有機農業に対する住民の理解は少しずつ深まってきていると考えております。特に、有機農産物を使用した給食につきましては、地産地消や子どもたちへの食育に対して一定の評価をいただいております。

道の駅甘楽の有機農産物直売コーナーは、地域内外から多くの方にご利用いただき、さらに品ぞろえの充実を望む期待の声が寄せられております。

また、農業者からは、有機農産物を地域内で直接消費者に届ける機会が増えたことへの喜びの声も寄せられております。

3つ目の、国費支援の期間終了後の展望や改善策の検討についてでございます。

来年度令和8年度からは、地域未来交付金を活用し、甘楽ふるさと農園におきまして、新たに休憩棟5棟の新築を行い、また農業公園、来年度から新たに始めます農業公園整備事業の中で、オリーブ、菜の花や野菜・果樹等の有機栽培を推進し、有機農業者の普及拡大に向け、生産から消費まで一貫した取り組みをさらに加速していきたいと考えてございます。

以上が、甘楽町オーガニックビレッジ宣言後の状況でございます。今後も、甘楽町有機農業実施計画に基づきまして、さらなる施策を展開してまいりますので、引き続き地域の皆様のご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

続きまして、質問番号6の「甘楽ふるさとの農園の運営状況につきまして」も、命によりまして、お答えをいたします。

1つ目の、現在、農園運営において直面している課題や問題点についてでございます。

甘楽ふるさと農園の現在の運営状況は、平成18年から指定管理者制度を導入して、甘楽ふるさと農園管理組合が指定管理者として管理・運営を行っております。現在の指定管理期間につきましては来年令和9年3月31日まで、年間の委託料につきましては70万

円となっております。

甘楽ふるさと農園管理組合の収支につきまして、まずご報告をさせていただきます。収入につきましては、町からの指定管理料のほか、貸し区画の利用料金、農業資材の販売収入、管理機などの使用料収入、休憩等利用者の光熱水費などとなっております。支出につきましては、管理人・事務員の賃金や、浄化槽の管理費、羊公園の管理費、土地の賃借料、光熱水費、通信費、農業資材費などとなっております。

課題・問題点につきましては、経年劣化によります施設の修繕料、物価高騰等によります人件費の増加等によります管理・運営に係る費用の増大が挙げられます。

2つ目の、地域振興や観光振興を目的とした新たな取り組みは検討されているかについてでございますが、農園を貸し農園としての機能だけではなく、観光資源として活用することは、地域経済の活性化に寄与するため、現在行っております農業体験イベントをさらに拡充するとともに、有機農産物を活用したワークショップなどの開催、地域の農業や文化を広く知っていただく機会を提供できるよう、今後検討していきたいと考えております。

3つ目の、持続可能な運営を実現するための施策や農園の長期的なビジョンでございますが、農園の運営にあたりましては、地域の方々との協力が不可欠でありますので、地域の農業者や住民と連携をし、共同でイベントを開催することで、農業の魅力を広め、地域全体の活性化を図りたいと考えております。

また、地域の声を反映させた運営を行うことで、地域に根差した農園としての信頼を築いてまいります。

長期的なビジョンといたしましては、甘楽ふるさと農園を地域の農業のモデルケースとし、持続可能な農業の普及を目指します。具体的には、次世代の農業者を育成するための研修プログラムを設け、地域の若者が農業に興味を持ち、参入するきっかけを提供いたします。これによりまして、地域の農業の担い手を育成し、将来的な農業の継承を図ることを目的としたいと考えております。

最後の4つ目の、年間利用料の値上げにつきましては、先ほど森平町長がお答えをしましたので、割愛をさせていただきます。

以上が、甘楽ふるさと農園の運営状況と今後の運営方針についてでございます。

今後とも、地域の農業振興に向けて引き続き努力をしてまいりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号5について、2回目の質問がありましたらお願いします。

田中議員。

◇3番（田中 亨君） 質問番号5番についてなんですけれども、1つ目の質問の進捗状況についてなんです、実施計画の目標として掲げた3つの項目、有機農業者数、耕地面積、学校給食での活用、全て達成したとのことなんですけれども、有機農業者が栽培する作物はどんな作物が多いんでしょうか。また、有機農業者数は今後も増える想定でしょうか。新たに有機JAS認証を目指す農業者はどれぐらいいますか。

2つ目の質問の関係者の反応等についてですが、有機農業に対する住民の理解は少しずつ深まっているという答弁でしたが、いまだに一般的な理解や普及率は高いとは言えない状況です。有機農業が大変なところ、なかなか増えない要因は幾つかあると思います。

病虫害対策に多大な労力が必要であること、慣行栽培に比べて収量が低い傾向があること、手間の掛かる栽培管理や販路の確保が困難であること、直売所やインターネット販売、飲食店への出荷など、独自の販路開拓が必要であること、そして最も大切なことは、有機農業の価値を理解する消費者を増加することです。

以上のような諸課題に対して、JAや市場関係者、県との連携や調整が必要と思われますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問につきましては、了解いたしました。今後も、国や県等の補助金及び交付金等の積極的な活用をお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 産業課長。

◇産業課長（秋山勝重君） 田中議員の第2の質問についてでございます。

まず、小問1の関係で、有機農業者の作付で多い作物ということでございます。ジャガイモですとか、キクイモ、タマネギ、ニンジン、下仁田ネギ、オリーブもありますし、キウイフルーツ、多種、ある程度有機農業の従事者の方は多種品目をやられている方、農家が多くて、一概にこれが一番多い作物というのは、今のところ突出したものはございません。

また、有機農業者、今後増える想定かということでございます。町では、かつて議会からも提案がございましたオリーブを推奨してございます。オリーブにつきましては、葉を収穫するものと実を収穫するものがあって、葉につきましては、先ほどご紹介をさせていただいたとおり、お茶のほうで加工品としてもうすでに販売を始めております。実のほう

は、5年ぐらい経たないと実の収穫ができないということで、今後、オリーブオイルの生産について取り組んでまいります。そういった意味では、オリーブ農家が増えたり、それに追随する有機野菜をしていただく農家を今後増やしていかなければいけないというふうに認識をして、そのための施策を今後展開していきたいというふうに考えてございます。

また、2番の関係なんですけれども、まず病虫害対策や収量が低い点の改善してございますけれども、こちらにつきましても県の富岡地域農業課と連携をし、病虫害に強いいろんな品種の選定、土づくり技術の向上、技術の高度化等について、ご指導いただいたり、先進地を学んで技術の向上を図っていききたいと思います。

また、何より甘楽町は、長年の有機農業ノウハウがございまして。ベテランの有機農家さんを指導員として、現場で実践的な技術が学べるのではないかと考えております。

また、住民、消費者の理解の増進対策でございますが、有機農業がもたらす環境保全や生物多様性の保全といった多面的な価値などを、分かりやすく直売所やイベント等での活動を通して、そういった役割についても発信をして、理解を求めていきたいというふうに考えます。

また、生産現場の方と消費者、直接交流する場を今後設けて、有機農業が地域を支える重要な産業であるということをいろんな方々に実感して、認識をしていただくような形で、そういった取り組みを今後進めていきたいというふうにも考えております。

最後に、JA関係機関ですかね。そういったものの提案、連携についてあったんですけれども、JA甘楽富岡の有機農業部会がございまして。この部会の部会長は、町の有機農業研究会の会長の黒澤さんが務めております。連携をさらに図って行って、有機農業の推進をしてまいりたいと思います。

また、県との連携におきましては、有機農業のブランド化、価値向上を目指して、販路拡大等支援の対策等も進めていきたいというふうに思います。ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

田中議員。

◇3番（田中 亨君） オーガニックビレッジ宣言後における町の有機農業を推進する基本姿勢は概ね理解できました。

最後に、国や県が推進する有機農業推進総合対策は、有機農業の拡大を目指し、人材育成、安定供給体制の構築、需要喚起、販路拡大を支援する事業となっております。

ヨーロッパ、EU諸国では、共通農業施策の主要な柱の一つで、農業者の所得安定と食料供給のアップを目的として、また環境保全や持続可能な農業を推進するため、直接所得補償制度があります。

先ほども、菜の花プロジェクトでの質問で所得補償の話がありましたが、日本国内では、有機農業者に対する直接所得補償制度というのは存在していないと思われます。日本型直接支払制度には、前、町でもやっていたと思うんですけども、多面的農業支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払金等がありますが、これらはいずれも地域の特性や環境保全に資する活動を対象としています。

そこで、甘楽町で全国初の有機農業直接支払交付金制度などを検討してはいかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 産業課長。

◇産業課長（秋山勝重君） 田中議員より第3質問ということで、有機農業に特化した直接所得補償制度を検討してはどうだというご質問をいただきました。極めて魅力的であります提案でございます。

しかしながら、全国初の試みとして実施をするにあたっては、解決すべき課題等、山積をしているのかなというふうに認識をしておりますし、財源の問題もございます。公平性の問題等もございますので、今後、調査・研究を進めてまいりまして、有機農業に特化した直接補償、直接所得補償制度創設が可能かどうかを検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 続いて、質問番号6について、2回目の質問がありましたらお願いします。

田中議員。

◇3番（田中 亨君） ふるさと農園についてなんですけれども、農園運営における課題や問題点はお答えいただいたとおり、施設の修繕、人件費の増加等による管理・運営に係る費用の増大ということなんですけれども、来年度以降において、町長さん答弁にありましたけど、指定管理委託料の改定や、各区画の利用料金の改定などを検討されているとのことなんです。指定管理委託料の増加は、農園の管理・運営には非常に有効な支援策になると思われます。

また、利用料金の値上げについては、ぜひとも必要なことだと思うんですけども、利用料金が上がると、農園の利用を検討していた人や現在の利用者が利用ためらう可能性があるかもしれません。その結果、全体の利用者数が減る可能性があります、その利用者に対し値上げの理解が得られるよう、また過度な負担にならないような検討が必要と思われますが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 産業課長。

◇産業課長（秋山勝重君） 田中議員の第2の質問の関係でございます。利用料金の値上げの関係で、利用者のご理解が得られるか。また、値上げによりまして利用を控えるというような事態にならないかという懸念のご質問をいただきました。

これにつきましては、もちろん利用者のご理解がいただけねばなりませんので、施設を管理・運営していただいております甘楽ふるさと農園管理組合の皆さんと話し合いをしたり、利用者の声を聞いて、適正な年間の利用料となるように、1年をかけて進めていきたいというふうに思います。

組合の関係者からお聞きをしますと、農園の利用料についてはちょっと安過ぎるので、倍にしてもいいからもう少し棟数を増やしてくれというような要望もございまして、来年度5棟増築をするという形にもなりましたので、ある程度の値上げをしても、利用者、地域の皆様からのご理解が得られるのではないかというふうに、こちらのほうでは考えておりますので、また管理組合の皆さんと利用者と話し合いを行いまして、改定の料金については決めていきますので、ご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら。

田中議員。

◇3番（田中 亨君） 了解いたしました。今後も、甘楽ふるさと農園及び地域農業の振興について、積極的な推進をお願いして、私の一般質問を終わります。

◇議長（金田倍視君） 以上で、田中亨君の質問が終了しました。

次に、質問番号7を議席1番中條道明君、登壇の上、質問を願います。

◇1番（中條道明君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

「第4種踏切の町の対応について」。

町内には現在、遮断機・警報機の無い第4種踏切が2か所残されています。第4種踏切

は、国の基準でも最も危険性の高い踏切とされており、全国的にも改良・廃止が進められている状況です。

群馬県は、令和6年度に「県内74か所の第4種踏切を令和11年度までに解消する」という工程表を示しています。令和7年度11月30日現在の県の資料によりますと、甘楽町においても、新屋地区の踏切については、廃止に向けて継続協議、福島地区の踏切については、第1種化に向けて継続協議とありますが、具体的な実施状況については示されていません。

そこで伺います。

1、県や上新電鉄との協議は今までどのように行われ、廃止や第1種化の方向に決められたのでしょうか。

2、2か所の踏切の近隣住民との合意形成について、これまでに住民説明会や意見交換会等は開催されてきましたか。

3、両踏切の歩行者や自転車、車の通行量、農作業動線への影響について、町として把握していますか。また、農作業動線の対応についてお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） 中條議員から「第4種踏切の町の対応について」のご質問をいただきました。

ご案内のとおり、令和6年4月6日土曜日ですが、午前8時53分頃、高崎市の第4種踏切である天水踏切において、当時小学4年生9歳の女子児童が、上信電鉄の運行する電車に衝突して亡くなるという非常に痛ましい心痛む事故が発生をいたしました。遮断機・警報機ともに設置の無い第4種踏切につきましては、危険度が高い踏切であるため、国土交通省からも、でき得る限り廃止するよう求められていたところであります。

事故当時、上新電鉄には45か所の第4種踏切が存在しておりました。高崎市が21か所、富岡市が20か所、下仁田町が2か所、そして甘楽町も2か所であります。

事故発生から2年が経過しようとしていますけれども、その間、沿線市町の取り組みで、令和8年2月現在では第4種踏切は33か所となり、12か所を減らしてきておるところであります。

甘楽町の対応といたしましては、もちろん安全第一と考えれば廃止が第一となりますけれども、周辺の地権者の皆さんや、踏切利用者、そして地元の関係者の皆さんと協議をし、改良検討を行ってまいりました。その結果といたしまして、金井の宝勝寺裏踏切は、迂回路を整備し、閉鎖し、廃止に向け、現在進めております。福島変電所踏切については、地元の皆さんの要望を踏まえ、国の補助事業を活用しながら、第1種の踏切へと切り替えて対応していきたいと考えておるところであります。

今後も、上信電鉄と連携し、早期に第4種踏切の解消に努めていく予定であります。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） 命により、お答えします。

1つ目の、どのようにして廃止や第1種化の方向に決められたかについてですが、令和6年4月17日に、国・県・道路管理者・鉄道事業者が参加した群馬県踏切道改良協議会合同会議を受けて、同月の4月22日に上新電鉄と個別で打ち合わせを行いまして、上新電鉄としても、45か所の4種踏切を廃止もしくは第1種化することを確認し、甘楽町の2か所の踏切、福島変電所と金井宝勝寺裏についても、廃止の方向で進めていくことで合意しました。

2つ目の、住民との合意形成について説明会や意見交換会が開催されたかについてですが、これまでに住民説明会や意見交換会は開催しておりませんが、令和6年8月区長会にて、該当する15区、17区、18区、21区、26区の区長に経緯を説明し、廃止したい意向を伝え、地区の総会や組長会議で周知していただくようお願いいたしました。

その後、福島地区区長会から、福島変電所については、歩行者、自転車の学生の利用が多く、踏切廃止にして県道を迂回して利用するとしても、歩道が無く危険であるため、踏切廃止しないで欲しいと要望がありましたので、検討した結果、鉄道施設総合安全対策事業の踏切保安設備整備事業により、上新電鉄へ国が6分の3、県が6分の1、町が6分の2と、費用全額を補助し、上新電設により遮断機を設置していただき、自動車を除く歩行者、自転車専用の踏切に改良することとしました。

また、金井については、廃止するにあたり、北側に迂回路を整備することとし、該当する畑の地権者には通知にて周知いたしました。

3つ目の、歩行者・自転車・車の通行量、農作業動線への影響を把握しているか、また

農作業動線の対応はについてですが、踏切の交通量については、地元区長や近隣住民への聞き取りにより把握しております。金井については、歩行者はおらず、線路北側への農作業車の通行のみとなっております。また、福島については、歩行者、自転車での利用が多く、時折、自動車も通行しているようです。

次に、農作業動線とのことですが、迂回路を通ることとなると、今までより効率は悪くなるかと思われますが、しかしながら遮断機の無い第4種踏切は、大変危険であり、人命を最優先として、廃止したいと考えています。

4種踏切につきましては、安全確保の観点から大きな課題であると認識しております。今後も、地域住民、鉄道事業者や関係機関と十分な連携を図り、安全対策に確実に取り組んでまいります。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

中條議員。

◇1番（中條道明君） ただいま答弁を伺いました。国や県からは、基本的に廃止の方向が示された中で、福島地区の踏切については、住民の声を丁寧を受け止め、第1種化という方向にまとめていただいたことは、地域住民に寄り添った判断として評価したいと思います。

また、住民の方の意見把握についても、区長さんを通じて地域の声を確認しながら進めていただいた点は、限られた時間や体制の中で努力されてきたものと受け止めています。

一方で、町として公式な説明会や意見交換の場を設けることが、住民の理解と納得を得る上では必要だったかなと少し残念に思います。

また、金井の踏切につきましては、すでに迂回路を整備することですが、具体的な代替動線の計画について、住民にとって分かりやすい形で示していくことが、今後の合意形成において重要になると考えます。

そこで、次に伺います。

県の工程表では、令和11年度までに県内の第4種踏切を解消されるとされていますが、町として第1種化や廃止に向けて、どの年度にどの工事を実施する見通しなのか、現時点での具体的なスケジュールをお示してください。

また、踏切改良や廃止にあたって、国の資本整備総合交付金等が活用できるとされてい

ますが、国・県の補助金をどのように活用し、町としてどの程度の予算措置を見込んでいるのか、現段階で把握している範囲で教えてください。

◇議長（金田倍視君） 建設課長。

◇建設課長（小澤大蔵君） 第2質問をいただきました。

まず、金井宝勝寺裏の第4種踏切につきましては、令和8年度中の廃止を計画しております。廃止にあたっては、迂回路として、白倉川の河川管理用道路の整備及び取り付け道路約50メートルの整備を行う予定であります。また、迂回路の一部において農耕者の出入りのため、隅切りの整備が必要となることから、用地取得を行う見込みであります。

工事につきましては、農繁期を考慮し、繁忙期を過ぎた11月以降に着手し、工事完了と同時に、第4種踏切を廃止する予定であります。予算規模につきましては、令和8年度早期に現地踏査を実施しまして、詳細設計等を踏まえた上で決めてまいります。

次に、福島変電所の踏切につきましては、第1種踏切への転換を予定しております。まずは、区長と相談の上、自動車が進入できない対策を講じ、安全確保を図ってまいります。

第1種踏切への転換工事につきましては、令和9年度に要望を行いまして、令和10年度に補助金申請を行う予定であります。交付決定後に工事へ着手する見込みです。なお、補助金申請及び工事につきましては、鉄道事業者である上信電鉄で行うこととなります。

福島変電所の第1種踏切転換工事に係る現段階での概算費用につきましては、約2,000万円を見込んでおりますが、今後の設計内容や物価変動の影響等により、変動する可能性があり、あくまで現時点での目安でございます。

町としましては、地区ごとのスケジュール及び予定事業費を踏まえ、適切な時期に必要な予算措置を講じ、安全対策の着実な推進に努めてまいります。

以上となります。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

中條議員。

◇1番（中條道明君） 両踏切ともに、ある程度の工事の日程が進められていると聞けて安心しました。実際、工事に入るまでの期間においても、できる限りの安全対策を行っていただき、危険な状態の踏切が一日でも早く解消されること、また工事期間中の通行の確保や安全性の説明など、住民の皆さんが安心できる情報提供をお願いしたいと思います。

踏切の安全対策は人命を守るという大切な目的の下に進められているものと思います。
2か所しかないということではなく、2か所も危ない踏切があるという認識の下に、住民の皆さんが納得して安心して生活できるよう、丁寧な説明を今後もお願い申し上げて、私からの一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（金田倍視君） 要望でいいですか。

◇1番（中條道明君） はい。

◇議長（金田倍視君） 以上で、中條道明君の質問が終了しました。

次に、質問番号8を議席7番白石豊樹君、登壇の上、質問をお願いします。

◇7番（白石豊樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書の文面に沿って、「適応指導教室の設置について」、質問させていただきます。

令和2年12月議会において「子どもを育てるなら甘楽町」に関連して、本町で学校に登校することができない児童・生徒の対応策として、適応指導教室の設置について質問しましたが、それに対して町からは、不登校の児童・生徒のための適応指導教室を富岡市と連携し、富岡市の適応指導教室に通えるようにするという趣旨の回答でした。

そこで、令和3年6月議会において、学校に登校することが困難になっている児童・生徒に対しての富岡市の適応指導教室の利用状況等と、甘楽町独自の適応指導教室・教育支援センターの設置を再度伺ったところ、富岡市の適応指導教室へは、甘楽富岡地域定住自立圏の連携する取り組みの一つとして使えるようにしますとの回答でした。

あれから4年半が経過しましたが、甘楽町における学校へ通えない子どもの数は、どうなっているのでしょうか。それぞれの学校では、不登校の児童・生徒への対応には、いつも大変一生懸命だとは思いますが、苦慮されている部分も多いかと思います。

また、不登校の子どもへの対応とともに、不登校の子どもを持つ保護者の抱える苦悩も大変かと思いますが、その相談窓口としての機能も必要かと思います。

そこで、以下について質問いたします。

1、現在の各小中学校の不登校の状況は。

2、富岡市の適応教室（よもぎ教室）に、4年間で何人が通い、何人が改善されましたか。

3、町独自に適応指導教室・教育支援センターを設置してはいかがでしょう。

以上です。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 白石豊樹議員の「適応指導教室の設置について」のご質問にお答えします。

令和３年６月議会におきまして、甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について、ここでご承認をいただき、同年１２月２８日に富岡市と教育支援センターの共同運用事業に関する協定を締結いたしました。これにより、甘楽町の児童・生徒も教育支援センターを活用できるようになりました。また、令和４年９月議会におきましても、白石議員より、富岡市との連携による適応指導教室の利用状況についてのご質問を伺いました。利用状況や予算などについてご回答をさせていただきました。

現在でも、教育支援センター以外でも、県の相談支援事業でのＩＣＴ等の活用や、また民間のＮＰＯによる学習支援、フリースクールなど、大変多くの外部団体とも連携した支援を町としても行っておりましてございます。

ご質問の詳細につきましては、担当課長から答えさせていただきますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 教育課長。

◇教育課長（増田剛久君） 命により、お答えいたします。

まず、１の、現在の各小中学校の不登校の状況についてですが、今年度１月末現在では、３０日以上欠席者は、小学校で８人、中学校で１２人となっております。

次に、２の、教育支援センター（よもぎ教室）の利用状況に関するご質問でございますが、令和４年４月から令和８年３月までの４年間で、延べ１６人の児童・生徒が利用しております。その中で、中学校を卒業した５人は、全員が高等学校に進学しております。

最後に、３の、町独自での教育支援センター設置についてですが、共同運用している教育支援センターに対しまして、保護者からのご理解をいただき、受け入れられていると考えております。また、町教育委員会でも不登校対策として、各学校に心の教育相談員の設置をはじめ、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを置き、児童・生徒の相談支援に当たっております。

現在、新たに教育支援センターの設置は考えておりませんが、今後も学校に通うことができない児童・生徒については、個々の状況を把握しながら、各学校との連携や、ボランティアで不登校児童・生徒の支援活動を行っている団体などと連携してまいりたいと思います。

ますので、ご理解、ご支援をお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

白石議員。

◇7番（白石豊樹君） では、幾つか質問させていただきますが、まず何人が通いというんですけれども、何人が改善されましたかですね。それをお聞きしたいんですね。何人通ったというのは分かるんですけれども、何人が改善されたのかなというふうに思いました。

といいますのは、私の聞いた範囲では、通うのは容易ではなくて、なかなか通い切れないというふうに聞いています。だから、登録はしたものの、通っていないというような形のように聞いていましたものですから、そういう状況はどうかかなというふうに思った訳ですね。

といいますのは、甘楽町の中であれば、比較的近くであって通えるんですけれども、交通の手段を使わなければ通えない、自転車で通うこともできるかもしれませんが、さもないと、親が連れていかなくちゃ通えない。そういう状況がたくさんあると思うんですね。そもそも子どもが不登校に陥った時というのは、どの子どももみんな陥る可能性はあるんですけれども、陥った時というのは、人にも会いたくないというような状況ですから、そういう中で学校にその対応を求める、最初なんですけれども、最初の学校の対応は、自分の学級の子どもがいて、そしてそういう授業もあって、その中で対応していかななくちゃならないというのは容易なことではないと思うんですね。そのために、そういう子どものことを対応できる相談員というのがいるんですけれども、相談員も来る生徒に対して、相談に応じる訳ですけれども、もう子どもそのものが、不登校の子どもというのは、学校には行けない。ですから、学校ではなくて、先ほど申し上げたとおり、適応指導教室ようなところだったら、学校ではないから、他の生徒とも会わなくて済むから、そういうところだったら行けるのではないかなと。そういう状況の中で、家から出られるようになります。

ですから、最初の段階で、適応指導の担当者が可能性としては、家庭訪問して来てもらって、そして家庭訪問をしながら、その子どもと人間関係を作って、初めはゲームをすとか何とかでもいいんですけれども、そうやってそして人間関係ができた後に、じゃ外に出てみないかいなんて話になって、外へ外出するような形にして、それからじゃもしよ

ければ学校の近くに適応指導教室というのがあるんだけど、そこへ行ってみるかい、そんな感じで、だったら行ってみますという話になった時に、それが外出して、いろいろなことが指導できるなという訳なんですよ。

そして、その上でさらに、普通教室にやっと思行けるようになるという形で、簡単じゃないんですよ。そういう簡単じゃないことを対応する、一生懸命考えてくれる、そういう施設を富岡市にお願いしちゃうというのはどういうものかなと思うんですね。「子どもを育てるなら甘楽町」、困った子どもだと難しい。それ、変でしょう。それこそ「子どもを育てるなら甘楽町」、甘楽町だったら、いろんなこと構ってやるよ、学校へ来られなければ違う所でもいいよ。そういう形に、カバーしてあげるといふかな、応援してあげるといふか、そういう体制を作ることが必要なんじゃないかと思うんですよ。

そういうことをして、だんだん子どもが、さっき言いましたけど、適応指導教室に行けるようになって、そしてだんだんに普通教室に行けるようになって。多くの、特に中学生の場合なんですけど、多くの子どもが、そのまま卒業できないで、卒業できないじゃなくて、復帰できないで卒業してしまったりすることがあるんですよ。そういうところの人が、次の人生となると、いろいろ大変なことになる。できれば、在校中に復帰させてあげたい。それがお願いといふか、心なんですよ。

それで、何かベラベラしゃべっていますけれども、さっきも言ったんですけど、何人というのは分かりましたけど、何人が通って、何人が改善されたんですかね。通ったことは分かりますけど、改善されたほうは何人いるか、つまり教室に復帰した人が何人いるんだろうかといふことをちょっとお聞きしたいのと、それからまた第3質問という形にさせてもらうんですけど、その辺のところをお聞かせください。

◇議長（金田倍視君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、第2質問の先ほどの改善とはということで、16人の生徒が利用して4年間、その中でという回答について、ご質問いただきました。

この改善というのが、ただ単にそこへ行った子どもが教室に戻るとか、そういうような意味合いでの不登校の子どもの対応等々を、それだけを目的に考えているということではございませんので、その辺のところをまずご理解をいただきたいと思います。

この回答については、何らかの形で教育支援センターへ行き、そしてそこで確かに毎日毎日学校の代わりに行けた子がたくさんいるかと申しますと、そんなにはやっぱりいませんといふのは事実なんですけれども、ただ単に学校と同じように、毎日通わなければいけ

ないとか、そういうことではないので、ただそれもこの教育支援センター、富岡と甘楽町で同じ富岡市は富岡市の要綱を作り、甘楽町は甘楽町の教育支援センターの設置要綱等を作ったもの2つが、本当に1つの教室を、センターを運営していくという、そういう協定の下で行っている1つのセンターですので、そういう認識で我々はおります。

そして、学校に来れない子の改善というのが、本当にただ単にここへ行ったからもう学校へ復帰できたから、これは効果があるのかという、そういうふうには捉えておりませんので、まず我々がここでお答えさせていただいたのは、そういうところと関わって、義務教育の最後の部分で、もちろんそこに行ったからそうなったのではございません。それ以外にも、学校で、あるいは先ほどから申しましているように地域でいろんなNPOですとか、いろんな活動、あるいは県でもいろんな施策を子どもたちに対して行っておりますので、そういうような学校の先生方の努力だとか、ただそこで中学校を卒業する時に、自分で次の自分の道を最低限、最低限という言い方じゃないですね。本当に頑張って高校へもう一度、高校もいろいろございます。今本当に通信制ですとか、私立ですとか、あるいはフリースクール的なものとか、自分でそういう進路を決めて、ここに関わった今まで5人が卒業したんですけれども、それぞれ卒業の時にはそうして選択をして巣立っていったということで、そういう意味での大きな意味で、まずこのステップでは、改善という形を我々の範疇の中では取らせていただいてもいいのかなと。そういう広い意味合いでの子どもたちを見るというのが大切なのかなと思って、そういう回答をさせていただきました。

それと、先ほど出ましたけれども、富岡と甘楽町、富岡に何でも厄介になっているというような、やっぱりこの実現の部分では、何度かお答えさせていただいていますように、あくまでもこれを基にそれぞれの富岡市、甘楽町、議会でも何度もご説明したり議決をいただいているものでございますので、何とぞご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら。

白石議員。

◇7番（白石豊樹君） この問題というのは非常に微妙なものだと思うんですね。心の問題をどうやって解決してあげるといふか、改善させてあげるといふことについては非常に微妙な問題と思うんですね。しかも、変な話、誰でも起こり得ることなんです。不登校

の可能性は十分誰でもあるんです。だけど、それぞれがみんな克服して何とか行くんですけども、場合によって、克服し切れないという場合もあるんですよ。その時に、それを学校で不登校になってしまったと子どもに対して、子どももたくさんいるものですから、対応し切れないし、学校じゃなくて違う所だったら行けるというような子どもがいたら、そこへ行って、そこから力を付けてまた学校に戻ってくるという形のことをしてあげれば何とか、元に戻ってこられるという、そういう状況もたくさんあると思うんですよ。たくさんあるその心の大事な部分というものを考えてあげるということは非常に必要なことと思うんですね。

何かお話を伺っていて、ちょっと私も思ったんですけれども、県内の群馬県の適応指導教室ってどのぐらいあるかといいますと、郡市、全部で12市あって、12市は全部あります。15町あるうちの9町はあるんですね。そして、8村あるうちの2村はあるんです。つまり、12市9町2村には適応指導教室というのはあるんですよ。だけど、甘楽町はなくて、そして困った子どもは富岡市にお願いしちゃう。「子どもを育てるなら甘楽町」だったのならば、そういう子どもこそしっかり面倒を見てあげる必要があるんじゃないでしょうか。その辺のところが、何かちょっと本当に細かく考えているのかなという感じがするんですけどね。

さっきも言ったけど、12市のうちの12市がありますし、8村のうちの2村にあるという、それから15町のうち9町があるという話をしましたけれども、場合によって、2つあるところもあるぐらいなんですよ。近くで言えば、下仁田にもあります。職員3人いるとか聞いていました。ですから、そういう非常に心を遣って、学校に来られない子どもたちの面倒を見ようという体制ができていますよ。なぜ甘楽町は困ったことも人任せなんだろうかな。そういうことこそしっかり甘楽町は安心なんだよ、だから大丈夫なんだよってするべきなんじゃないかと思うんですよ。

最後の質問です。「子どもを育てるなら甘楽町」と言うのであれば、安心して子どもを預けられるような体制をしっかり作っておくべきだと思うんですけれども、「子供を育てるなら甘楽町」、困った子どもも甘楽町なら安心。そういうふうにやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 再度のご質問をいただきました。

最初の今のご質問のように、子どもの学校に行けないというか、不登校という言い方を

してしまっておりますけれども、非常に微妙であるということ、重々私も本当に子ども、人間を育てる、子ども、人間と付き合う、いろんな意味で非常に微妙な部分が、大切な部分だというのは重々承知をしております。

それと、今の何が何でもその形が町になればというご質問なんですけれども、先ほども申しましたように、いろんな形はあります。今、県、この地域でもいろんな形で子どもたちに関わっていこう、子どもたちを育てようという方々の団体等々、白石議員も関わっていただいているような、本当に子どもたちをしっかりと見ていこうというような団体、方々もたくさんいます。そういう人たちとは連携をしてという答えを出させていただいているんですけれども、ただもう一度繰り返しになってしまうようで申し訳ないようなところもありますけれども、今の富岡市の学習支援センターと甘楽町の学習支援センター、これは確かに単純に普通のそれぞれの我が市、我が町という形では、甘楽町には、住所は無い訳にはなってしまいますけれども、甘楽・富岡、1つの本当に文化圏ですね。学校のほうはもう以前から、白石議員もご存じのように、小・中学校の人事であったり、教員の異動、教育の学校の活動であったり、これはもうずっと甘楽・富岡、1つです。校長会も教頭会もそれぞれの学校の先生方の人事にしても、全部1つでこの地域の義務教育を担って、この地域の子どもたちを育てようという、これはもうずっとそういうつもりでやってまいりました。それは、やはりこの地域の独特な一体感というか、地域性というものもあるかと思うんですけれども、そういう中で定住自立圏の教育分野においても、今までのそういうような地域の教育の中で、富岡市と我々と、そしてそれは富岡の議会の方々、あるいは甘楽町の議会の方々等々の相談で、今の形をまず作らせていただいたということで、一生懸命それ以外のいろんな子どもたちを見守る、支援する団体等々も一緒になって、もちろん各学校の教員も一緒になって、1つになって、子どもたちを育てようという、そういう思いでこちらは取り組んでいるつもりでございますので、ぜひ我々のことを本当にご協力いただいているところは重々承知しておりますし、それによって子どもたちが自分の自立のためにしっかりと歩みを、そして進路を作っていくような協力をいただいていることは重々承知しておりますので、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 以上で、白石豊樹君の質問が終了しました。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○字句等整理委任の件

◇議長（金田倍視君） 以上で、令和８年第１回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第４５条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

○町長挨拶

◇議長（金田倍視君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長。

◇町長（森平仁志君） それではお許しをいただきましたので、令和８年第１回甘楽町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げさせていただきます。

本定例会も９日に開会し、本日最終日を迎えました。

今定例会におきましては、令和８年度一般会計・各特別会計・水道事業会計及び下水道事業会計予算、条例の改正・制定、令和７年度一般会計・各特別会計・水道事業及び下水道事業会計の補正予算、甘楽富岡地域定住自立圏の協定、教育委員会委員の人事案件、町道路線の廃止及び認定ほか、２６議案と１件の同意案、１件の承認案を上程申し上げましたところ、それぞれ慎重なご審議を賜りました結果、すべて原案どおりご議決、ご同意、ご承認を賜りまして誠にありがとうございました。心から厚く御礼申し上げます。

本会議、全員協議会など審議の過程で皆様から寄せられました数々のご意見そしてご提言等は念頭において、今後の町政執行にあたりたいと考えておりますので、引き続きご指導ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、間もなく令和７年度から８年度へと年度が切り替わります。行政は留まることなく続いていきます。今後も、町の発展と町民の皆さんの暮らしを支えるため、誠心誠意努力してまいりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様のお力添えをお願いを申し上げます。

たいと思います。 さて、開会の挨拶でも申し上げましたが、春本番を迎え3月から5月まで「キラッとかんら観光キャンペーン」に取り組み、4月には、さくらウオーク、さくら祭り武者行列、さくらマラソン大会と多くのイベントが予定されております。節水対策に努めながらの開催になろうと思いますが、県内外から多くのお客様にお越しいただくとともに、町に賑わいと元気をもたらせてくれることを大いに期待しているところであります。

議員の皆様にも各イベントにご出席のうえ、盛大に開催できますようご指導そしてご協力のほどお願い申し上げますとともに、この時期、健康には十分ご留意のうえ、ますますご活躍を賜りますようご祈念を申し上げます。

また、本日はこうして傍聴者の皆様にもお越しいただきました。ありがとうございます。今後においても議会、そして町に対して関心を高めていただけますようお願いを申し上げます。

長時間にわたり傍聴いただき本当にありがとうございました。皆様に御礼申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◇

○議長挨拶

◇議長（金田倍視君） 閉会にあたり、議長から一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日に開会されました定例会も、上程された全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

本定例会は、令和8年度一般会計予算をはじめ、各特別会計等の予算、重要な条例・人事案件など多くの案件をご審議していただき、上程された全議案の議決を得ることができました。

執行各位におかれましては、議員各位から出されました意見、要望等につきまして、意にかなった、より効率的な業務執行に努められるよう、強く期待をしております。

傍聴席の皆さんには、長時間にわたり傍聴いただき、ありがとうございました。私ども議会は「信頼される議会」、「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っております。

少雨により、生活用水や農業用水への影響が懸念される事態となっております。引き続き節水対策を行い万全を期してまいりたいと考えております。

最後に、当町の益々のご発展とご参会の皆さんのご多幸、ご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚くお礼を申し上げ閉会の挨拶といたします。

○閉 会

◇議長（金田倍視君） 以上で、令和8年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後4時10分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 金 田 倍 視

署名議員 横 尾 稔

署名議員 堀 口 博